

定期積金規定

反社会的勢力との取引拒絶について

定期積金口座は、「預金等共通規定」12.(2)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は定期積金口座の開設をお断わりするものとします。

1. (掛金の払込み)

定期積金(以下「この積金」という。)は、証書表面記載(以下「表面記載」という。)の払込日に掛金を払込みください。払込みのときには必ず証書をお差出してください。

2. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は、証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

3. (給付契約金の支払時期)

- (1) この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。
- (2) この積金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

4. (払込みの遅延)

この積金の払込みが遅延した時は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または表面記載の年利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。

5. (給付補填金等の計算)

- (1) この積金の給付補填金は、表面記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
- (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
 - ① この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ② この積金を3.(2)または預金等共通規定12.(1)、(2)(反社会的勢力との取引、疑わしい取引の拒絶による解約)により満期日前に解約するときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
 - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。
 - A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの
・・・ 解約日における普通預金利率
 - B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの
・・・ 約定年利回×60%(小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)
 - ④ この計算の単位は1円とします。

6. (先払割引金の計算等)

- (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を表面記載の利回りに準じて満期日に計算します。この場合、先払日数年間60日以上のものに限ります。
- (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

7. (満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金(掛金総額に達しないときは掛金残高相当額)に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

8. (解約等)

この積金を解約する場合には、証書の受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。

9. (規定の適用)

この積金取引にあたっては次の規定を適用します。

- ① 預金等共通規定

10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定(民法548条の4)に基づき(付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。)変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上